



# 第3次美瑛町地球温暖化対策実行計画

令和3年4月



北海道美瑛町

# 目 次

第1章 実行計画の基本的事項	
1 計画改定の背景・趣旨	2
（1）地球温暖化をめぐる国内外の動向	2
（2）美瑛町の地球温暖化対策の取り組み	2
2 計画の目的	3
3 計画の期間	3
4 計画の範囲	3
（1）対象とする組織・施設	3
（2）対象とする温室効果ガス	4
第2章 温室効果ガス排出状況（基準年度：令和元（2019）年度）	
1 温室効果ガスの排出量	6
2 活動要因別排出量	7
第3章 削減目標	
1 全体の削減目標	8
第4章 取り組み内容	
1 直接的に温室効果ガス削減に効果のある取り組み事項	9
（1）車両等の使用に係る取り組み	9
（2）庁舎・施設の管理・稼働に係る取り組み	9
（3）事業活動等に係る取り組み	10
2 間接的に温室効果ガス削減に効果のある取り組み事項	11
第5章 取り組み体制	
1 推進手法	13
2 推進体制	13
3 公表	13

# 第1章 実行計画の基本的事項

## 1 計画策定の背景・趣旨

### (1) 地球温暖化をめぐる国内外の動向

地球温暖化防止に関する対策として、国際的には、平成4(1992)年に気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という。）が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、平成6(1994)年には同条約が発効しました。

平成9(1997)年12月には、COP3（気候変動枠組条約第3回締約国会議）が京都市で開催され、「京都議定書」が採択されました。京都議定書では、先進国の温室効果ガス削減目標や目標期間、目標達成に向けた国際的な仕組みを示した京都メカニズムの導入などが規定されました。わが国は、平成20(2008)年から平成24(2012)年の間に、温室効果ガス排出量を平成2(1990)年比6%の削減目標が設定されていました。

このような国際的な動きを受けて、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「法」という。）が平成10(1998)年10月に公布され、平成11(1999)年4月に施行されました。法では、地球温暖化対策への取り組みとして、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、その後の改正を経て、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取り組みを促進するための法的枠組を整備するものとなっています。さらに、平成20(2008)年6月の法改正により、排出抑制等指針の策定や、地方公共団体実行計画の拡充、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象拡大などが盛り込まれました。

近年の動向としては、平成28(2016)年5月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、温室効果ガス排出量を国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、令和12(2030)年度までに、平成13(2001)年度比26.0%減（平成17(2005)年度比25.4%減）とする中期目標を示しました。

＜地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日号外法律第117号）（抜粋）＞

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに呼吸作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

### (2) 美瑛町の地球温暖化対策の取り組み

本町ではこれまで、平成15(2003)年度に策定した『美瑛町新エネルギービジョン』において、太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマスなど自然エネルギーを活かしたまちづくりの検討を行ったほか、平成22(2010)年3月には、町立病院に従来稼動していたものより約20%もの温室効果ガス削減効果のある高効率の熱源システムを導入し、平成24(2012)年に図書館、平成27(2015)年には郷土学館で土壌蓄熱＋ヒートチューブによる暖房換気システムを採用しました。更に、平成27(2015)年に活性化交流施設（bi.yell）、平成30年(2018)に町民プールで木質バイオマスエネルギーを利用した木質バイオマスボイラーを導入するなど、温暖化対策の推進を図ってきました。

また、平成 27(2015)年度に策定された第 5 次『美瑛町まちづくり総合計画』においては、環境保全型低炭素社会に対応した取り組みを進めるため、公共施設における再生可能エネルギーの活用を推進しております。

このような情勢の中、平成 23(2011)年に制定した『美瑛町地球温暖化対策推進計画』からの温室効果ガスの排出量を把握したうえで『第 3 次美瑛町地球温暖化対策実行計画』（以下、「計画」という。）を策定し、本町の事務及び事業活動に関して、各課局で主体的に所属職員が協力しながら、温室効果ガス排出の削減・抑制に係る取り組みを実践していきます。

## 2 計画の目的

この計画は、美瑛町の行政組織の事務及び事業活動により排出する温室効果ガスを削減・抑制し、地球温暖化防止対策の責務を果たすことを目的とします。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とし、取り組みの基準とする年度は令和元(2019)年度とします。ただし、計画期間中においても社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直し・修正を行います。

## 4 計画の範囲

### (1) 対象とする組織・施設

この計画では、町の事務事業全般のほか、庁舎の維持管理、町が所管する保健、保育、観光振興、農業振興、道路・公園維持、上下水道、病院、社会教育等々の各施設の管理運営を含み、町、町の出先機関及び関係機関のすべての事務及び事業活動を対象とします。

また、大雪消防組合並びに大雪清掃組合の一部事務組合については、町の行政組織ではありませんが、町と連携して計画を推進していきます。

【表 1】計画の対象組織・主な施設一覧

<町関係>

課室名	係名	施設名
総務課	総務係 財政係 広聴広報係 職員係 情報管理係	役場庁舎、十勝岳望岳台防災シェルター、 十勝岳火山情報センター
危機対策室	危機対策係	
まちづくり推進課	政策調整係	二地域居住体験住宅
移住定住推進室	移住定住係	
税務課	住民税係 資産税係 納税係	-
収納対策室		
住民生活課	住民生活係 戸籍年金係 町営住宅係	町営墓地、浄化センター
浄化センター	浄化施設係	
保健福祉課	社会係 福祉係	なかよし児童館、どんぐり保育園、へき

地域包括支援センター	地域支援係	地保育所、子ども支援センター、保健センター、生きがい活動支援通所施設、福祉センター、高齢者福祉住宅（共有部分）、デイセンターすずらん、栄町センター、老人保健施設ほの香
障がい相談支援センター	障がい相談係	
子ども・子育て支援室	子ども福祉・相談係	
保健センター	健康づくり係	
子ども支援センター	子育て支援係	
商工観光交流課	商工・労働係 観光振興係 交流振興係	国民保養センター、活性化交流施設、白金野営場、自然の村、白金観光拠点施設、四季の情報館、地域資源活用総合交流促進施設、観光センター、西美体験交流館、体験交流住宅
文化スポーツ課	文化振興係 スポーツ振興係 スポーツ交流係	町民センター、自然の家、地域人材育成研修交流センター、町民スキー場、スポーツセンター、町民プール、野球場、ふれあい運動広場、弓道場、郷土学館
郷土学館	業務係	
農林課	農業振興係 畜産係 林務係 土地改良係	農業技術研修センター、農業担い手研修センター、置杵牛加工交流施設、北瑛小麦の丘体験交流施設、農産物直売交流施設、白金牧場、四季の交流館
建設水道課	管理係 道路河川係 都市施設係 建築係 維持係 維持車両係	除雪センター、道路維持資材庫、道路・公園・交通安全施設、上水道事業、公共下水道事業、泉源施設、しろがねダム
水道整備室	庶務係 水道施設係 下水道施設係 基幹水利係	
町立病院事務局	総務係 医事係	町立病院
会計課	会計係	—
議会事務局	庶務係	—
農業委員会事務局	庶務係	—
監査委員室		—
管理課	総務係 学務係	小学校、中学校、休校舎
スクールバスセンター	バス運行係	バスセンター
図書館	図書係	図書館

<一般事務組合>

組織名	施設名
大雪消防組合	美瑛消防署、各分所
大雪清掃組合	しらかば清掃センター、リサイクルプラザ たいせつ、しらかば最終処分場

(2) 対象とする温室効果ガス

法で算定対象としている温室効果ガスは、【表2】に示す6種類です。この計画では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の4種類の温室効果ガスを算定対象とし、パーフルオロカーボン(PFC)と六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)については、排出実態がない、あるいは把握が困難なため算定対象外とします。

【表2】 温室効果ガスの種類

二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	ガソリンや軽油、A重油や電気などのエネルギーの使用、廃棄物の焼却等により排出される。	対象
メタン (CH <sub>4</sub> )	燃料の燃焼時や下水の処理、廃棄物の焼却や自動車の走行時等により排出される。	対象
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	燃料の燃焼時やし尿の処理、廃棄物の焼却や自動車の走行時等により排出される。	対象
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	HFCのうち自動車のカーエアコンからHFC134aが排出(漏洩)される。	対象
パーフルオロカーボン (PFC)	現在排出実態なし。(半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用されている。)	対象外
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	排出実態の把握が困難。(変電設備に封入されている電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用されている。)	対象外

## 第2章 温室効果ガス排出状況（基準年度：令和元（2019）年度）

### 1 温室効果ガスの排出量

町の事務事業における温室効果ガスの排出量は、各施設、公用車の燃料や電気の使用量を二酸化炭素の排出量に換算し算出します。

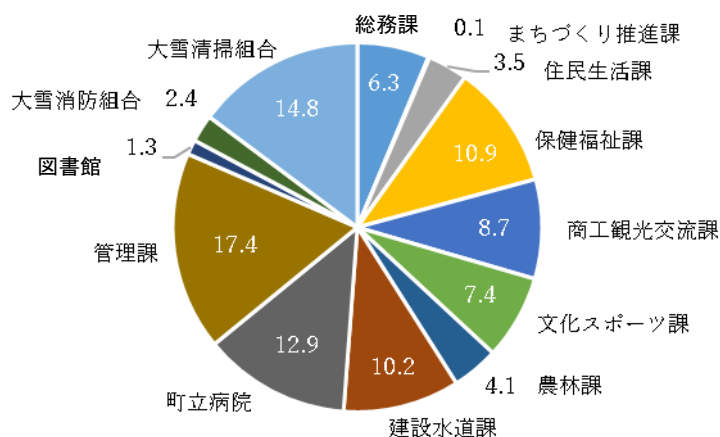
【表3】課局別の温室効果ガス排出量

（単位：t-CO<sub>2</sub>）

課局	CO <sub>2</sub>	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O	HFC	計	構成比
総務課	552.30	0.51	0.24	0	553.05	6.3%
まちづくり推進課	12.37	0	0	0	12.37	0.1%
税務課	—	—	—	—	0	0.0%
住民生活課	297.53	4.25	1.24	0	303.02	3.5%
保健福祉課	959.02	0.05	0.02	0	959.09	10.9%
商工観光交流課	757.75	1.89	0.88	0	760.52	8.7%
文化スポーツ課	648.75	0.06	0.01	0	648.82	7.4%
農林課	359.94	0.46	0.21	0	360.61	4.1%
建設水道課	836.90	19.07	41.33	0	897.30	10.2%
会計課	—	—	—	—	0	0.0%
町立病院	1,130.31	0	0	0	1,130.31	12.9%
議会事務局	—	—	—	—	0	0.0%
農業委員会事務局	—	—	—	—	0	0.0%
教育委員会管理課	1,523.79	0.17	0.08	0	1,524.04	17.4%
教育委員会図書館	114.40	0	0	0	114.40	1.3%
大雪消防組合	209.73	0.07	0.03	0	209.83	2.4%
大雪清掃組合	1,149.41	0.23	146.87	0	1,296.51	14.8%
合計	8,552.20	26.76	190.91	0	8,769.87	100.0%

（四捨五入の関係で合計値が合致しない場合がある。）

#### ● 課局別排出割合



## 2 活動要因別排出量

### ■車両等の使用に伴うもの

車両の使用に伴う温室効果ガスの排出は全体の 5.2%であり、特に大型車両や重機の使用に伴う軽油による排出量が多くを占めています。

### ■庁舎・施設の管理・稼動に伴うもの

庁舎・施設の管理・稼動に伴う排出は全体の 92.3%であり、特にA重油の燃焼と電気の使用による排出量が多くを占めています。

### ■事業活動等に伴うもの

事業活動等に伴う排出は全体の 2.5%であり、廃棄物の焼却による排出量が多くを占めています。

【表4】活動要因別排出量

活動要因			ガス種	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	排出割合
車両等の使用に伴うもの	ガソリン	燃焼分	CO <sub>2</sub>	92.20	1.1%
		軽油	燃焼分	CO <sub>2</sub>	363.23
		副産物	CH <sub>4</sub> , N <sub>2</sub> O	0.00	0.0%
		車両の保有	HFC134a	0.00	0.0%
	小計			455.43	5.2%
庁舎・施設の管理・稼動に伴うもの	灯油	燃焼分	CO <sub>2</sub>	867.64	9.9%
	A重油	燃焼分	CO <sub>2</sub>	2,080.94	23.7%
	LPガス	燃焼分	CO <sub>2</sub>	24.95	0.3%
	電気	使用量	CO <sub>2</sub>	5,123.30	58.4%
	木材	燃焼分	CO <sub>2</sub>	0.05	0.0%
小計			8,096.88	92.3%	
事業活動等に伴うもの	一般廃棄物の焼却		CH <sub>4</sub> , N <sub>2</sub> O	147.06	1.7%
	下水処理、し尿処理等		CH <sub>4</sub> , N <sub>2</sub> O	70.50	0.8%
	小計			217.56	2.5%
合計			8,769.87	100.0%	



## 第3章 削減目標

---

目標の設定にあたっては、計画期間を5年間（令和3年度～令和7年度）と定めます。国の中間目標が令和12（2030）年度までに、平成17（2005）年度比25.4%削減であり、一年につき約1%削減であるため、本町の削減目標は、令和12（2030）年度までに、平成21（2009）年度比21%削減の7,113.24 t-CO<sub>2</sub>とするため、令和7（2025）年度までに、令和元（2019）年度比10%削減とします。

### 1 全体の削減目標

【表5】

区 分	H21【計画策定時の基準】	R元【第3次計画の基準年度】	R7【計画最終年】	R12【目標年度】
前基準からの削減率		2.6%（実績）	10.0%	9.9%
温室効果ガス排出量 （t-CO <sub>2</sub> ）	9,004.11	8,769.87	7,892.88	7,113.24

## 第4章 取り組み内容

### 1 直接的に温室効果ガス削減に効果のある取り組み事項

#### (1) 車両等の使用に係る取り組み

車両等の使用に伴う温室効果ガスの排出量を削減するために、次の取り組みを推進します。

##### <車両の燃料削減の取り組み>

区分	実践内容
車両の運転	<ul style="list-style-type: none"><li>・エコドライブ10に取り組む。</li><li>ア ふんわりアクセル『eスタート』／やさしい発進を心がける</li><li>イ 加減速の少ない運転／車間距離を保ち、交通状況に応じた安全な定速走行に努める</li><li>ウ 早めのアクセルオフ／エンジンプレーキを積極的に使う</li><li>エ エアコンの使用を控えめに／車内を冷やし過ぎない</li><li>オ アイドリングストップ／無用なアイドリングはしない</li><li>カ 暖機運転は適切に／エンジンをかけたらずぐ出発する</li><li>キ 道路交通情報の活用／出かける前に計画・準備をし、渋滞や道路障害等の情報を確認する</li><li>ク タイヤの空気圧をこまめにチェック／タイヤの空気圧を適正に保ち、確実な点検・整備を実施する</li><li>ケ 不要な荷物は積まずに走行／不要な荷物を積まない</li><li>コ 駐車場所に注意／渋滞などを招かないよう、違法駐車をしない</li></ul>
車両等の導入	<ul style="list-style-type: none"><li>・公用車台数の見直しを検討することや、ハイブリッド車などの低公害車や燃費の良い小型車へ順次車種を切り替える</li><li>・電気自動車の導入</li><li>・エコタイヤを率先導入する</li></ul>
その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>・近距離（おおむね半径1km）の業務は、原則徒歩や自転車で移動する</li><li>・同方向の移動の場合は乗り合わせて移動する</li></ul>

#### (2) 庁舎・施設の管理・稼働に係る取り組み

温室効果ガス排出量の削減目標を上回るためには、消費や製品の使用にともない排出する温室効果ガスを抑制することと、各段階での排出抑制に配慮した取り組みを展開していくことが必要です。次の取り組みを行うことで、施設の管理・稼働に係るエネルギー使用量を削減（増加するものについては抑制）します。

<使用電力削減の取り組み>

区分	実践内容
機器等の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設の建設・改修に当たっては、太陽光発電装置や高効率ヒートポンプ空調などのCO<sub>2</sub>排出を軽減する機器の導入を検討する</li> <li>・ 太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマスなど自然エネルギーを利用した設備の導入に努める</li> <li>・ 電気を使用する事務機器を購入する際には省エネルギー型製品を優先的に選ぶ</li> <li>・ 施設内の照明や街路灯などにLED照明の導入を検討する</li> <li>・ 設備規模に応じてヒートポンプ給湯器・空調などの高効率機器の導入を検討する</li> <li>・ 電気ポット、冷蔵庫、テレビ等電化製品の配置場所や台数の適正化を図る</li> <li>・ 電気の使用状況を把握する機器の設置を検討する</li> </ul>
機器等の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 始業開始前の照明は、必要箇所を除き原則消す</li> <li>・ 昼休みの照明は、窓口業務を除き原則消す</li> <li>・ トイレ、給湯室等の使用後の消灯を徹底する</li> <li>・ 廊下階段等の共有部分の照明は、支障にならない範囲で消す</li> <li>・ 休日出勤や残業する場合は、業務に支障のない照明を消す</li> <li>・ 昼休み、会議時などのパソコンなどを長時間使用しないときは、電源を切る</li> <li>・ 長時間、電気ポット、コーヒーマシン、テレビなどの電気製品を使用しない場合は、コンセントを抜く</li> <li>・ 冷暖房温度は、冷房時28℃、暖房時20℃を越えない範囲で使用する</li> <li>・ 職員が個別に使用する電気ヒーターなどはできる限り使用をしない</li> <li>・ 会議室などの冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止する</li> <li>・ エレベーターは、特段の理由が無い限り使用を控える</li> <li>・ 利用箇所の明るさに応じて蛍光灯本数の間引きを行う</li> </ul>
その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷気、暖気の吹き出し能力の低下を防ぐため、吹出口の周囲には物を置かない</li> <li>・ 定期的な照明器具の清掃及びエアコンのフィルター清掃をこまめに行う</li> <li>・ カーテンやブラインド等を有効に利用し、室温の適正化を図る</li> <li>・ 各フロアの最終退出者は、消灯を確認する</li> <li>・ 夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを励行する</li> <li>・ 事務効率の向上に努め、残業の削減を行うとともに、定時退庁に努める</li> </ul>

<その他燃料削減の取り組み>

区分	実践内容
機器等の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重油等を燃料としている設備の更新に当たっては、可能な限り、重油・ガスに比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない機器の導入を検討する</li> <li>・ 切替えの際には、エネルギー消費効率の高い製品を導入する</li> </ul>
その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機器の定期的な点検や整備を行う</li> </ul>

(3) 事業活動等に係る取り組み

事業活動等に伴う排出は、主に一般廃棄物の焼却、下水やし尿の処理に伴うものです。この計画の取り組みとしては、具体的な事項を挙げませんが、社会全体として廃棄物の減量や水洗化の推進は温室効果ガス排出量の削減に大きく効果があります。

## 2 間接的に温室効果ガス削減に効果のある取り組み事項

町関係から排出される温室効果ガス削減には直接つながりませんが、社会全体からみて環境負荷低減につながる、間接的に効果のある取り組みを推進します。

### <用紙類削減の取り組み>

区分	実践内容
用紙類の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エコマーク、環境ラベル等の環境負荷の低減に資する物品の調達推進に努める</li> <li>・ コピー用紙は、原則として古紙配合率 100%、白色度 70%以下のものを使用する</li> <li>・ 印刷物等の発注に当たっては、原則、古紙率が高く、白色度の低い再生紙を使用する</li> <li>・ トイレットペーパーは、古紙配合率の高い製品を使用する</li> </ul>
用紙類の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コピーは、両面印刷や集約印刷をできる限り行う</li> <li>・ 裏面の再利用を推進する</li> <li>・ 庁内 LAN を活用し、ペーパーレス化を推進する</li> <li>・ 会議などにはプロジェクターを活用し、できるだけ紙を使わない</li> <li>・ 会議の資料はできるだけ簡素化・共有化し印刷部数を削減する</li> <li>・ 役場庁舎内における所属間連絡用に使用するなど使用済封筒の再利用を行う</li> <li>・ FAX 送付状は状況に応じて省略する</li> <li>・ ファイル、ファイルボックスなどの繰り返しの使用に努める</li> <li>・ 電子データの印刷は必要最小限にとどめる</li> </ul>
その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみの分別回収を徹底し、可能な限りリサイクルに回す</li> <li>・ コピー機使用後は必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防止する</li> <li>・ 個人で保有する文書・資料の減量化を徹底する</li> <li>・ 刊行物はホームページや広報紙による情報提供を促進し、必要以上に印刷しない</li> <li>・ 刊行物等の在庫管理を徹底する</li> </ul>

### <水道水の使用量削減の取り組み>

区分	実践内容
機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洗濯機等の水を使用する機器は、節水型の機器を購入する</li> <li>・ 感知式自動洗浄装置、個別洗浄方式等の便器を検討する</li> </ul>
水道水の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手洗い等の際、水を出しっぱなしにしないよう節水に努める</li> <li>・ トイレ用水の水量を適正に調節する</li> <li>・ 芝生や植木などの散水は効率的に行う</li> <li>・ 散水用水等に可能な限り雨水や再利用水を使用する</li> </ul>
その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水漏れ等の定期点検を行う</li> </ul>

<環境負荷の少ない製品利用の取り組み>

区分	実践内容
事務用品の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エコマークやグリーンマークなどの環境ラベルが表示されている製品を優先して購入する</li> <li>・ 事務用品等については、必要性を十分考慮して最小限の購入とする</li> <li>・ 回収システムの確立している製品の購入に努める</li> <li>・ 詰め替え、注ぎ足し可能な製品の購入に努める</li> <li>・ 環境や人の健康に影響を及ぼす物質（塩化ビニール、代替フロン等）の使用や放出が削減されている製品の購入に努める</li> </ul>
事務用品の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用品や物品の共有化及び再利用を図る</li> <li>・ 物品の修繕利用に努め、使用期間の長期化を図る</li> </ul>
その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在庫管理を徹底する</li> </ul>

<公共事業への取り組み>

区分	実践内容
建設工事の発注	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リサイクル素材を積極的に使用する</li> <li>・ 建設廃棄物の抑制を図る</li> <li>・ 施設緑化（建物緑化、敷地内緑化など）を推進し、緑化率を高める</li> <li>・ 施設の老朽化などに伴う再整備の際には、環境にやさしいエネルギーシステムの導入を検討する</li> </ul>
その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境に配慮した工事標準仕様書などを作成する</li> </ul>

<ごみ削減の取り組み>

区分	実践内容
物品の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 繰り返し使える製品の購入を行う</li> <li>・ 過剰包装された物品の購入はさける</li> </ul>
不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関と協力し、パトロールと啓発活動を行うことで不法投棄を防止する</li> </ul>
その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 古紙、缶、びん、ペットボトル、プラスチック類及び容器包装紙などの分別収集及びリサイクルを徹底する</li> <li>・ イベント等においてごみの分別収集を行う</li> <li>・ マイはしやマイボトルの使用に努める</li> <li>・ 廃棄物を利用した資源循環モデルの検討を行う</li> </ul>

<啓発・教育への取り組み>

区分	実践内容
啓発と教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども達への環境学習を行う</li> <li>・ 地球温暖化防止対策が住民への啓発につながるよう率先して取り組むとともに、その趣旨やその効果を広く周知し啓発する</li> </ul>
職員の意識向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徒歩、自転車による通勤を推奨し、マイカー通勤を抑制する</li> <li>・ 職場において地球環境に係る研修を実施する</li> </ul>

## 第5章 取り組み体制

### 1 推進手法

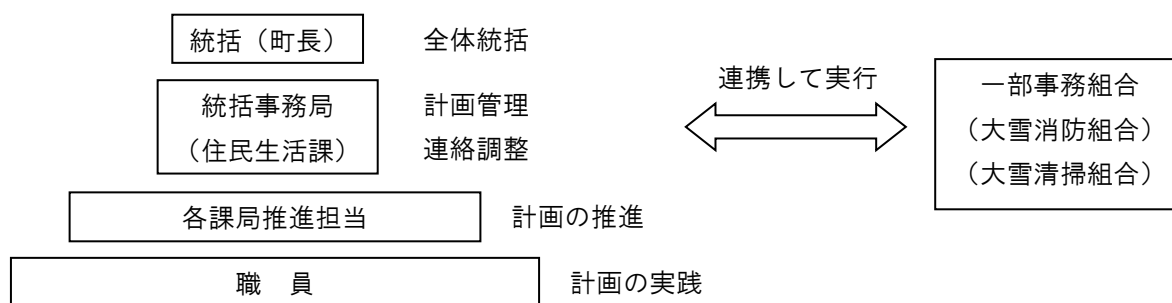
この計画の推進に当たっては、PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（点検）→ACTION（見直し）のPDCAサイクルにより温室効果ガス排出状況及び目標達成状況の点検を行い、実行計画の着実な推進と継続的な改善を図ります。

なお、社会情勢の変化等に伴い温室効果ガス排出状況に著しい変動が生じたり、この計画の削減目標そのものの合理性が失われた場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

### 2 推進体制

この計画を円滑・着実に推進するため、各年度における取り組み目標を設定し、【表10】に示す体制で総合的に取り組みを推進していきます。

【表10】体制図



### 3 公表

この実行計画の取り組み状況は、ホームページや広報紙等で毎年度公表します。

＜美瑛町地球温暖化対策実行計画策定事務局＞  
美瑛町役場 住民生活課 住民生活係